

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 南丹市園部町千妻マカリ1番地1		平成29年9月28日					
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社湖池屋 代表取締役社長 佐藤 章 電話 0771 - 63 - 0375					
主たる業種	細分類番号 0 9 7 9						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	工場内全工程におけるエネルギー量を把握して、この結果を基に改善を進め平成26～28年度平均を基準として、2%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネ推進体制として本社環境プロジェクトと連動して京都工場環境委員会を設けてエネルギーの合理的な使用によって社会の持続的な発展に貢献すると共にエネルギーコスト低減を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,774.9 トン	9,751.9 トン	9,396.2 トン	9,384.0 トン	-2.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,867.6 トン	8,751.9 トン	8,396.2 トン	8,879.6 トン	-12.1 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・29年度は、空調更新(EHP→GHP)を行い、基準年度より3.9t削減する ・30年度は、空調更新(EHP→GHP)で39.4t、コージェネ導入で345.1t、合計384.5t削減 ・31年度は、空調更新(EHP→GHP)で51.6t、コージェネ導入で345.1t、合計396.7t削減 				
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量t×0.1)	7.10	7.08	6.82	6.81	-2.77 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		空調更新やコージェネレーション導入により省エネルギーを図り、排出量削減を目指す。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		80.0	141.0	141.0	141.0		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・空調更新(EHP→GHP、旧式EHP→省エネ型EHP)の実施 ・高効率照明(LED)更新 					
	(30)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・空調更新(EHP→GHP) ・コージェネレーション導入 					
	(31)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・空調更新(EHP→GHP) ・コージェネレーション導入 					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデー（月1回）の実施、工場最寄り駅からの送迎バス運行					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関での通勤手段が乏しいので、送迎バスを運行することにより自家用車での通勤を抑制している					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	湖池屋の森 植栽活動（森林整備活動）について、南富良野町と協定を結び、南富良野町所有の山林約1.8haに植栽と下草刈等の保育活動も継続して支援している。ならびに南富良野町所有の山林7.24haで除間伐を行い、今回の取組と合わせて約9haの森林整備を行っている。						
特記事項	平成28年9月28日より、代表取締役社長 佐藤章 就任						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 29 年 7 月 日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都板橋区成増5丁目9番地7号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 湖池屋 代表取締役社長 佐藤 章					
主たる業種	その他のパン・菓子製造業						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	工場内全工程におけるエネルギー量を把握してこの結果を基に改善を進め平成23年～平成25年度平均を基準として2%の温室効果ガス排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	工場長を最高責任者、環境管理責任者を製造部長とする環境マネジメントシステムに沿って改善目標を定め取り組みを実施している。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,951.3 トン	10,009.0 トン	9,888.6 トン	9,806.5 トン	-9.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,958.2 トン	10,009.0 トン	9,888.6 トン	9,806.5 トン	-9.7 パーセント	
実績に対する自己評価	GIG排出量は昨年比に減少している。本年度施策での電力削減等と生産稼働ラインの比率が変わったのが要因						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量×10)	8.00	6.95	7.20	7.10	-11.46 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価	原単位は生産稼働ライン比率変化や各種の省エネ施策による効果が出ている。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		60.0 パーセント	60.0 パーセント	60.0 パーセント	80.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	・EHP2台更新 ・LED照明に更新FL→LED(40w2灯×73台)、FL40w2灯×20台→LED17台) ・工場屋根の遮熱塗装 ・設備モーター3台高効率IE3へ交換 ・製造室空調機更新5HP→3HP					
	(27)年度	・EHP室内外洗浄 ・PT製造室屋根遮熱塗装 ・EHP3台省エネ型更新 ・LED×2台更新 ・給湯配管保温取替 ・非常灯、誘導灯LED化 10台 ・FL40w2灯×5台→LED5台					
	(28)年度	・液化窒素付リフト稼働により75kwコンプレッサ停止、37kwコンプレッサを5.5kw700ℓに交換 ・旧式EHPを省エネ型GHPに更新20HP LED照明へ更新40w2灯×84台					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	環境委員会で改善目標として定め朝礼で通勤自動車使用を控える呼び掛けを実施している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	目標は達成した。引き続き目標として実施をします。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	北海道空知郡南富良野町において「ほっかいどう企業の森林づくり」『湖池屋の森』協定を結び森林保全(9ha)で社会貢献をしている。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	トン	トン	トン	トン			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。